

非課税所得金額に関する計算書  
(経費配分方式)

管理番号	
法人名	
事業年度	

科 目		総 額	非課税事業部門	課税事業部門	
売上(収入)金額	総売上(収入)金額 ①	円	円	円	
	売上値引、戻り高 ②				
	差引計①-② ③	a	b	c	
売上(収入)原価	期首商品(原材料)たな卸高 ④				
	商品仕(原材料)仕入高 ⑤				
	仕入値引、戻し高 ⑥				
	期末商品(原材料)たな卸高 ⑦				
	差引計④+⑤-⑥-⑦ ⑧				
差益額(売上総利益) ③-⑧ ⑨		A	B	C	
売上(収入)金額又は差益額あん分率			D(b/a又はB/A)	E(c/a又はC/A)	
一般管理費及び販売費	専 属 ⑩				
	共 通 ⑪	F	F×D	F-(F×D)	
	計 ⑫				
営業外収益及び特別利益	専 属 ⑬				
	共 通 ⑭	G	G×D	G-(G×D)	
	計 ⑮				
営業外費用及び特別損失	専 属 ⑯				
	共 通 ⑰	H	H×D	H-(H×D)	
	計 ⑱				
法人経常利益 ⑨-⑩+⑪-⑫+⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱ ⑲					
法人税の所得計算	申告	益金算入 専 属 ⑳			
		共 通 ㉑	I	I×D	
	更正	損金算入 専 属 ㉒			
		共 通 ㉓	J	J×D	
	所得(欠損)金額又は個別所得(欠損)金額 ⑩+⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱ ㉔				
	申告	益金算入 専 属 ㉕			
		共 通 ㉖	K	K×D	
	更正	損金算入 専 属 ㉗			
		共 通 ㉘			
所得(欠損)金額又は個別所得(欠損)金額 ㉔+㉕+㉖-㉗-㉘ ㉙					
法72条の23第2項 ㉚					
所得金額又は個別所得金額 ㉙+㉚ ㉛					

注1 経理区分困難な共通損益金は、差益額(林業を行う法人にあっては、売上(収入)金額)により

あん分(あん分率は、あん分される経費等の額のうち最も大きい額の桁数に1を加えた数の小数点以下  
の位を切り捨てた数値による。)し、それぞれの事業部門の損益金とすること。

\* 損益計算書、貸借対照表、法人税法施行規則別表一(一)、四、五(一)、五(二)、六(一) [連結法人は、個別  
帰属額の届出書、別表四の二付表、五の二(一)付表、五の二(二)付表一、六の二(一)]及び「雑益、雑損失  
等の内訳書」の写しを添付すること。

総売上(収入)金額及び商品仕入高に関する明細書

区分	総額	非課税事業部門	課税事業部門	備考
総売上(収入)金額		円	円	円
	計			
商品仕入高		円	円	円
	計			

直法様式第15号 付表1

### 一般管理費及び販売費に関する明細書

注 1 この明細書は、損益計算書の科目により、課税事業部門又は非課税部門に明確に区分できるものは区分し、区分困難なものは共通経費の各欄にそれぞれ記載すること。

営業外損益及び特別損益に関する明細書

科 目	総 額	共通経費	専属経費	
			非課税事業部門	課税事業部門
収 益	受取利息及び割引料	円	円	円
	受取配当金			
	雑収入			
	貸倒引当金戻入			
	固定資産売却益			
	計			
費用・損失	支払利息及び割引料			
	計			

注 1 この明細書は、損益計算書に基づき、課税事業部門又は非課税部門に明確に区分できるものは区分し、区分困難なものは共通損益の各欄にそれぞれ記載すること。なお、雑収入等のうち、「総売上(収入)金額及び商品仕入高」に関する明細書 付表1に記載した売上(収入)は除くこと。

直法様式第15号 付表3

## 非課税所得金額に関する計算書(経費配分方式) の記載要領

- 1 この計算書は、非課税事業と課税事業を併せて行っている場合で、非課税事業に係る所得又は課税事業に係る所得に関する經理をそれぞれ区分して行われている場合に使用するものです。
- 2 ①及び⑤の欄は、「総売上(収入)金額及び商品仕入高に関する明細書」(直法様式第15号付表1)の計欄の金額を転記してください。
- 3 「売上(収入)金額又は差益額あん分率」の欄は、非課税事業部門DはB/A、課税事業部門EはC/Aの値を記載してください。なお、林業を行っている場合及び原価等の区分が困難で差益額を算出できない場合は、非課税事業部門Dはb/a、課税事業部門Eはc/aの値を記載してください。
- 4 ⑩～⑫の欄は、「一般管理費及び販売費に関する明細書」(直法様式第15号付表2)の計欄の金額を転記してください。なお、共通経費については、合計額をF欄に記載し、これにDを乗じて算出した額を非課税事業部門に、総額から非課税事業部門の額を差し引いて算出した額を課税事業部門に記載してください。
- 5 ⑯～⑰の欄は、「営業外損益及び特別損益に関する明細書」(直法様式第15号付表3)の計欄の金額を転記してください。なお、共通損益については、合計額をG又はH欄に記載し、これにDを乗じて算出した額を非課税事業部門に、総額から非課税事業部門の額を差し引いて算出した額を課税事業部門に記載してください。
- 6 ⑳～㉙の欄は、法人税申告書別表4で申告調整した金額を専属と共通に分けて集計し、共通分については、その合計額にDを乗じて算出した額を課税事業部門に、これにDを乗じて算出した額を非課税事業部門に、総額から非課税事業部門の額を差し引いて算出した額を課税事業部門に記載してください。(内訳書の様式はありませんので、付表3等に準じて適宜作成してください。)
- 7 ㉛欄の課税事業部門の金額が、課税対象となる所得金額となります。